

り、果行姉妹者も引取(器重)所調(中)あり。

十四日。評議委員 丹野せつ(三)外一表日全社取
定の昭表を所調(存)もの、如く、又通帳を借造
し之首尾よく内齎(目)をくらきし入帳(世)金堂に
到り、びろを抛き、宣傳演説を初めしかば、至りに控束
され、内水電侵大、私文書借造罪として告發せら
るゝ模様がある。

交渉委員の返答は午後二時迄、要本書を携
えて、切取に齎(尾)二場長に面會し、種々折衝を